

# 「事業評価書 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 (平成18年法律第41号) により新設された規制」の要旨

評価期間:平成18年8月から平成23年12月までの間

## 準空気銃の所持の禁止

## 猟銃の所持許可の欠格事由の追加

法令に基づき職務のため所持することができる公務員等を除き、準空気銃の所持を禁止する。

準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していないこと(以下「準空気銃犯罪歴」という。)を猟銃の所持許可の欠格事由に追加する。

評価の対象とした政策

有効性及び効率性の観点から評価する。

有効性及び効率性の観点から評価する。

評価の観点

準空気銃の不法所持の検挙件数  
H21:45件 H22:32件 H23:20件

準空気銃犯罪歴により猟銃の所持を不許可とした件数

準空気銃を使用した刑法犯の検挙件数  
H15:18件 H16:18件 H17:17件  
H21:0件 H22:1件 H23:1件

平成18年から23年までの間に、準空気銃犯罪歴により猟銃の所持を不許可とした事例は無かった。

効果の把握の手法及びその結果

### 【有効性】

今回の銃刀法改正後、準空気銃の不法所持を着実に検挙しているほか、準空気銃を使用した刑法犯がほぼ完全に抑止されており、準空気銃を使用した犯罪による危害の発生が防止されている。

### 【効率性】

本規制については、得られる効果が生じる負担を上回っており、効率性が認められる。

評価の結果

### 【有効性・効率性】

準空気銃犯罪歴により猟銃の所持許可申請を不許可とした事例は無いため、現時点において、当該規制の有効性及び効率性について十分に検証できるまでには至っていない。

なお、準空気銃の所持の禁止により、準空気銃犯罪歴を有する者がほぼ生まれていない状況にある。